

平成21年 6 月 26 日

株 主 各 位

本店：東京都中央区日本橋堀留町二丁目 9 番 6 号

塩水港精糖株式会社

取締役社長 浅倉三男

第76回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、本日開催の当社第76回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第76期（平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月 31日まで）
事業報告及び計算書類内容報告の件
 2. 第76期（平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月 31日まで）
連結計算書類内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第 1 号議案

剰余金の処分の件

本件は原案どおり承認可決されました。当期の期末配当につきましては、1株につき5円（普通配当）と決定いたしました。

第 2 号議案

定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。

なお、変更の要領は、次のとおりであります。

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。）が平成21年 1 月 5 日に施行され、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和55年法律第30号。）が廃止されたことに伴い所要の変更を行いました。

- ① 決済合理化法の施行に伴い、変更前定款第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 8 条第 2 項の単元未満株券不発行に関する規定、第 8 条第 3 項の実質株主及び第 9 条第 3 項の実質株主名簿に係る規定が不要となりましたので、これらの規定を削除いたしました。
- ② 株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権（請求・届出、少数株主権等）の行使の手續に関する事項が株式取扱規程に定められてい

ることを明確にするため、変更前定款第10条（株式取扱規程）に「株主権行使の手続その他」の文言を追加いたしました。

- ③ 平成22年1月6日をもって失効する変更前定款第9条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則を新設いたしました。
- (2) 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが出来るよう、第28条（補欠監査役）を新設いたしました。
- (3) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行いました。

第3号議案 取締役3名選任の件
本件は原案どおり取締役に白石健二、黒田一晴及び山下裕司の各氏が再選され、就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件
本件は原案どおり監査役に神宮壽雄氏が再選され、就任いたしました。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は原案どおり退任取締役須田洵、多田啓一及び宮島壯太の各氏、並びに退任監査役水上寛治氏に対し、当社内規に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任することに承認可決されました。

以上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

専務取締役	藤 縄 賢 一
専務取締役	白 石 健 二
常務取締役	安 戸 久仁彦
常務取締役	黒 田 一 晴

期末配当金のお支払いについて

第76期期末配当金は、次のいずれかの方法によりお支払い申しあげます。

- 配当金領収証によりお受け取りの方
同封の「第76期配当金領収証」記載のお支払い方法をご高覧のうえ、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の窓口にてお受け取りください。

※次回より口座振込をご希望の場合は、お取引証券会社にてお手続きください。

- 口座振込をご指定の方
同封の配当金関係書類をご確認ください。